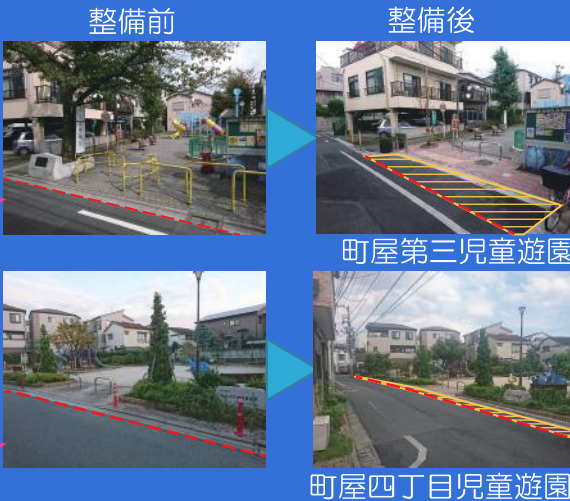


◆お知らせ◆

主要生活道路の拡幅工事が進められています！

主要生活道路B号線沿道にある町屋四丁目児童遊園、及び主要生活道路C号線沿道にある町屋第三児童遊園について道路拡幅整備が完了しました。



町屋二・三・四丁目地区において、各戸訪問が実施されています！

区では、木造住宅密集地域での建替えや除却などに対する支援を行ってまいりました。

この不燃化特区支援制度が来年度（令和3年3月31日）で終了することを踏まえ、改めて支援制度のご説明及び建替え意向などについて、伺わせていただきたく、建物をお持ちの皆様へ、戸別に訪問させていただくことになりました。

◆訪問先

区域内で建物を所有されている方のご自宅
※全戸ではありませんのでご了承ください。

◆訪問の時期

本年12月頃まで区域ごとに順次訪問予定
※事前に回覧や投函等でお知らせする予定です。

◆訪問の内容

区の不燃化特区支援制度などのご説明
※建替えのご意向などもお聞きします。

◆調査員について

区の発行する身分証明証を携帯した調査員が訪問

町屋二・三・四丁目にお住まいの方等で、町屋二・三・四丁目地区の防災まちづくりに興味があり、協議会にご参加を希望される方は、下記までご連絡ください。

【お問合せ先（事務局）】

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課（区役所北庁舎 2階⑭窓口）

TEL 3802-3111（内線 2829）担当：長久保、伊藤



令和元年10月発行

No. 39



あらみい あら坊

町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり まちやタイムす

発行：町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会
荒川区防災都市づくり部防災街づくり推進課
編集協力：ランドブレイン株式会社

地区内で火災が発生・・・燃えないまちを目指して

7月中旬の朝方に、町屋二・三・四丁目地区内にて火災が発生し、出火元の住宅を含めて2軒が全焼、5軒では住宅の一部に被害が出ました。また、この火災により尊い命が失われました。

本地区は、老朽化した木造住宅が密集しており、火災が発生すれば、燃え広がってしまう恐れがあります。

消防車や救急車などの緊急車両が迅速に確実に現場までたどり着くためには、道路の拡幅や隅切りの設置が重要となります。そして道路拡幅には、沿道にお住いの皆さまのご協力が必要不可欠です。また、燃え広がりを防ぐには、建物の不燃化や公園・広場の整備による空間づくりが必要です。

これからも本地区で定めている『防災まちづくりルール』（概要は2ページを参照）によるまちづくりを進めながら、本地区の防災性を高め、『安全で住みよい、暮らしよいまち』を目指しましょう。

主要生活道路の整備

道路の拡幅や交差点に隅切りを設け、緊急車両（消防車・救急車・パトカー等）が現場に近づけるようにする



もし火事を発見したら・・・ すぐに通報119番！

建物の不燃化

燃えにくい建物にする



火を出さない

公園・広場の整備

建物の燃え広がりを防ぐ空間を確保する



取材・撮影協力：尾久消防署

『安全で住みよい、暮らしよいまち』の実現に向けて

「町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会」では、様々な防災まちづくりの取り組みを進めています。

7月29日に行った「第1回防災まちづくり協議会」では、私たちの暮らし町屋二・三・四丁目地区が安全で住みよいまちとなるよう、今後協議会として取り組んでいくべきことについて検討・意見交換を行いました。

地区の骨格となる主要生活道路については、早急に整備を進め、火災に強い安全性の高いまちづくりを実現していくことの必要性について意見が出されました。



第1回協議会の様子

防災まちづくりルールで災害に強いまちの実現を！

町屋二・三・四丁目地区の課題に対応するため、地区計画などの法的な制限に加え進めるべき取組みについて、協議会での検討等を踏まえ、ルールを定めています。

皆で作った防災まちづくりルールを守ることでよりさらに災害に強いまちを目指します。

防災まちづくりルールには隅切りの設置や主要生活道路の拡幅の実現にむけた事項を記載しています。



目標 1

主要生活道路の整備により安全な避難路を確保するとともに、緊急車両が周囲の幹線道路から地区内へと円滑に通行できるようにすることで災害に強いまちづくりの実現を目指す。

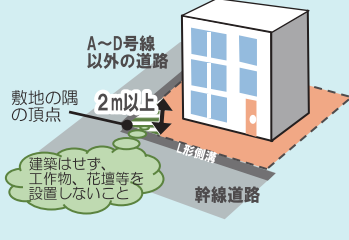
その1 隅切りを設け道路空間を確保する

消防車等の緊急車両が本地区内に入りやすくするため、旭電化通り、尾竹橋通り、都電通り、尾久の原防災通りと本地区内の道路が交わる角敷地については、隅切り※を設け、緊急車両の通行の妨げとならないよう建物や工作物などのない道路空間の確保にご協力ください。

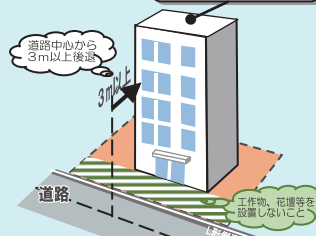
本地区周辺の幹線道路と主要生活道路※A~D号線が交わる角敷地やルールその2にご協力いただいた敷地は除きます。

※隅切り：敷地の角を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形とした空地となる部分

※主要生活道路：道路の中心線から3mまで壁面を後退させ、その部分には建築物・工作物を設置できないと地区計画で定められている道路



以下の構造または階数の建物
○鉄筋コンクリート造
○鉄筋鉄骨コンクリート造
○4階以上



その2 建物を壁面後退し道路空間を確保する

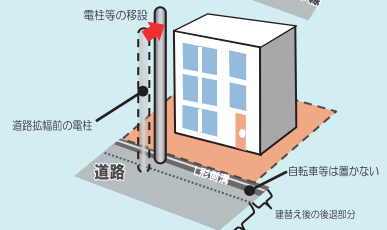
建物の構造が、鉄筋コンクリート造、鉄筋鉄骨コンクリート造または、階数が4以上の大きな建物を建築する場合には、道路中心線から3m以上後退した位置に建てるようにしてください。

また、後退した部分は、工作物や花壇等を設置せず、空間を確保するようご協力をお願いします。

その3 沿道の電柱の移設等を働きかける

道路が拡幅されても、電柱などの障害物があると緊急車両の通行が困難となる恐れがあります。電柱が道路をふさがないように、敷地の前面道路上に電柱がある場合は、なるべく宅地側に寄せるなど、通行の妨げにならない位置に移設するようにご協力をお願いします。(電柱設置業者との協議となります)

また、通行の妨げとならないよう、道路にはみ出して物(自転車等)を置かないようにしましょう。



その4 道路の後退部分を整備する

2項道路(幅員4m未満の道路)や主要生活道路において、建物が後退した部分についてL形側溝等を移設して、道路状とする拡幅整備が進められています。ご協力をお願いします。

細街路拡幅整備に関するお問合せ：建築指導課 細街路整備係(内線2844)
主要生活道路の拡幅に関するお問合せ：防災街づくり推進課 用地係(内線2851、2852、2853)

目標 2

地区内住民一人ひとりの力を合わせて、安心して暮らし続けることのできるまちを目指す。

その5 まちに関心をもつ

普段からまちに関心を持ち、地区の課題点などを見出し、解決策を検討していきましょう。自分たちのまちは自分たちで守れるよう、いざというときに困らないように、日ごろから備えましょう。

無電柱化について区の実践を聞きました！

今年度第1回協議会において、昨年度勉強会で学んだ無電柱化の知識を深めるため、町屋二・三・四丁目地区での無電柱化はどのようなのか、区の実践状況などについて区道路公園課職員から話を聞きました。



区道路公園課職員から説明

《無電柱化する目的》

○都市防災機能の強化



震災や台風による倒壊被害

○安全で快適な歩行空間の確保



＜整備前＞ ＜整備後イメージ＞

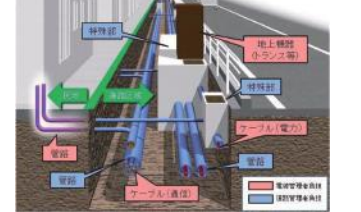
○良好な都市景観の創出



＜整備前＞ ＜整備後＞

《一般的な無電柱化の整備方法》

○電線共同溝方式

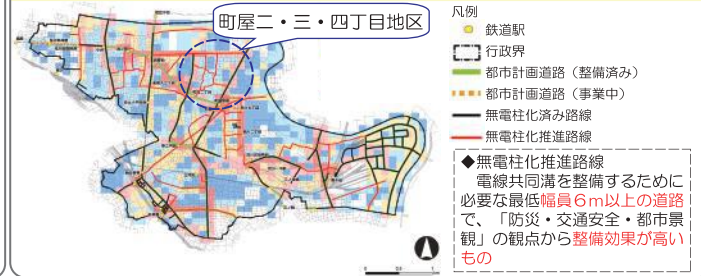


【出典】『電線共同溝の費用負担』国土交通省



町屋二・三・四丁目地区では、補助193号(旭電化通り)、主要生活道路の4路線が、将来無電柱化を推進する路線として位置付けられています。

《今後の無電柱化の予定》



＜質疑応答＞

Q：豊島通りでは拡幅工事がだいぶ進められてきているが、電柱はそのままなので、拡幅した効果が出ていないと思う。できるところから無電柱化を実施できないか。

A：拡幅整備を終えた路線から、路線一体で地中化を実施することとなるが、ある程度拡幅が進んだ段階で、電柱を移設するよう電柱設置者に働きかけたい。

地域イベントへの参加

区や町会で実施するイベントに参加し防災まちづくりのPRを行い、地区の皆さんに防災まちづくりの必要性をお伝えしています。これまでも多くの方にご参加いただきました。

○シダレザクラ祭り(4/6)

参加者の方に発火地点を決めてもらい、都の被害想定において大きな被害が生じると推測されている条件(冬、北の風、風速：秒速8m)のもと、延焼シミュレーションを実施し、まちの様子(建物の構造など)によって燃え広がり方がどのようになるのか、確認していただきました。



身近なところで火事が発生したら？シミュレーション結果で確認

○大門町会 はるまつり(5/19)

スタート地点から、一時集合場所(小学校)を通り、広域避難場所(尾久の原公園)を目指し、『防災迷路』を作成し、児童・幼児のみんなにその場で挑戦してもらいました。

また、避難所で役立つ「新聞スリッパの作り方」を配布しました。



あらいまが待っているゴールまでたどり着けるかな？みんなチャレンジ！